- 1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(789))
- 2. 日 時: 平成30年3月20日 19時30分~20時30分
- 3. 場 所:原子力規制庁 9階南奥会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

吉村上席安全審査官、日南川安全審査官、千明技術研究調査官

事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長 他5名

5. 要旨

- (1) 東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、津波による損傷の防止に関し、日本原子力発電から平成30年2月21日に提出のあった「東海第二発電所 津波による損傷の防止」及び平成30年2月20日に提出のあった「東海第二発電所 溢水による損傷の防止等」に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - ○タービン建屋内の機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定に関し、溢水防護上の インターロックによる自動隔離について整理した上で示すとともに、タービン建屋内の浸 水量の算定について整理して提示すること。
 - 自動隔離のインターロックについて、入力信号である「地震加速度大による原子炉スクラム信号」と「タービン建屋復水器エリアの漏洩検知器動作」との関係、また、これによる動作である「循環水ポンプ停止」と「復水器水室出入口弁閉止」との関係を整理して提示すること。
- (3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。
- 6. その他

提出資料:

なし